

財務定期監査結果報告

〔都市計画総局〕

神戸市監査委員	近	谷	衛	一
同	横	山	道	弘
同	土	居	吉	文
同	岡	島	亮	介

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した平成15年度財務定期監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

下記の監査対象における主として平成15年4月1日～8月31日までに執行された事務について監査を行った。

都市計画総局	庶務課
計 画 部	計画課，地域支援室，工務課，用地課
再 開 発 部	再開発課，六甲道南再開発事務所，新長田南再開発事務所
区画整理部	区画整理課，清算課，東部都市整備課，中部都市整備課，西部都市整備課，浜山都市整備課，谷上地区土地区画整理事務所
住 宅 部	住宅政策課，住宅整備課，住宅管理課
建築指導部	建築調整課，違反对策室，建築安全課
建築技術部	技術管理課，建築課，設備課

2 監査の期間

平成15年10月1日～平成16年3月18日

3 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 主な監査項目

(1) 収入に関する事務

- ア 施設使用料，賃貸料及び行政財産の目的外使用料等の調定及び収納事務
- イ 徴収委託している駐車場料金及び市営住宅使用料等の調定及び収納事務
- ウ 使用料，賃貸料の滞納整理事務及び延滞金等の徴収事務
- エ 使用料等の減免に係る事務
- オ その他の収入事務

(2) 支出に関する事務

- ア 施設管理及び調査等の委託料の算定等に係る事務
- イ 用地買収の価格及び建物等の移転等に係る損失補償額の決定に係る事務
- ウ 民間借上賃貸住宅等の借上料の支出事務
- エ 補助金，助成金及び融資貸付金等の支出事務
- オ その他の支出事務

(3) 契約に関する事務

- ア 施設の管理運営委託，設計，調査委託等における契約締結等に係る事務
- イ 土地の売買及び賃貸借契約等に係る事務

(4) 財産の管理に関する事務

- ア 施設等の使用等許可に係る事務
- イ 土地，建物及び構築物等の管理事務
- ウ 基金の管理事務
- エ その他の財産の管理事務

5 監査の結果

監査の結果，事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし，事務の一部について次のような改善を要する事例が見受けられたので，今後，適正な事務処理に努められたい。

(1) 支出に関する事務

適正な契約手続に基づき支出を行うべきもの

工事、製造その他の請負契約の締結に際しては、助役以下専決規程等の定めに従い、一定の事項について、当該部局課において契約に係る事務を行うことになっているが、それ以外は、行財政局財政部経理課において事務を行うことになっている。

今回、相当規模の一体的な業務を行うにあたり、本来であれば当該課では契約事務を行えないにもかかわらず、業務を分割して契約を締結し、代金を支出している事例が見受けられた。

(庶務課 東部都市整備課)

適正な事務処理を行うべきである。

適切な時期に前渡金の支出及び用務を行うべきもの

旅費その他特定の経費については、前渡金払が認められているところであるが、現金が必要となる時期を考慮して支出手続を行うとともに、交付を受けた現金の保管には万全を期す必要がある。

ところが、前渡金の支出手続を行った後、相当の間、手元に現金を保管していた事例が見受けられた。

(計画課)

現金の紛失等の事態を生じさせるおそれもあるため、前渡金は適切な時期に支出するとともに、早急に用務を果たすべきである。

6 意 見

都市計画総局においては、まちの基盤づくりとして、土地区画整理事業、市街地再開発事業、街路事業などの手法を用い、より安全で安心なまちづくりとすまいづくりが推進されている。

各事業の進捗により生み出された土地並びに建物床については、都市計画総局一般会計の各事業、及び特別会計の市街地再開発事業において、歳入財源として積極的な売却と利用が求められているとともに、地域のまちづくりの拠点として、又、違法駐車対策を目的とした駐車場としての利用等、幅広い利用が図られている。

しかし、事業用地としての適正な管理と利用方法、並びに再開発ビルの計画的な処分等、今後、検討を要すると考えられる課題もある。

このうち、市街地再開発事業については、長期的な視点に立った更なる調査が必要であることから、今回は、土地の管理又は利用方法について監査を行った結果、以下の事例が見受けられた。

(1) 土地の管理事務について

外郭団体等の駐車場経営を目的とした土地一時使用許可における使用料の減免について、以下のような事例が見受けられた。

平成15年度に限ると、旧都市計画局と旧住宅局との間において、その減免を含めた賃料の取扱が異なっている。平成16年度以降、取扱を異にする特段の事情がない限り、都市計画総局として統一した取扱を検討されたい。

旧都市計画局においては、賃料の減免根拠として「公社、生協、新交通株、(株)神戸ハーバーランド情報センター、新長田まちづくり株、(株)神戸サンセンタープラザが駐車場として収入を得ているものの一時使用許可について」の規程に基づき、当該団体の収益性等を考慮して、減免率を一律に定めている。

しかし、経営する団体並びに駐車場ごとに収支の状況は異なっており、収益性等を考慮するのであれば、全ての駐車場経営に対して一律の値を適用することには疑義が残る。

減免の適用に当たっては、株式会社を含め、各団体における駐車場経営が自主事業であり、かつ収益事業でもある点も考慮に入れ、その基準を検討されたい。

(2) 土地の有効利用について

個々の土地利用の中には、土地の形状、利用状況から見て、使用許可等を受けている当事者以外の利用が見込み難い事例、建物所有を目的とする土地一時使用許可等の一時使用に馴染まない事例、及び特定の事業用途に間接的に供される代替地としての今後の見込みとの比較において、土地売却も含めた土地の有効な利用を検討すべき事例が一部に見受けられた。

より安全で安心なまちづくりの推進に向けて、又、重要な歳入財源の一つとして、今後も、積極的な土地売却並びに有効な土地利用について引き続き検討されたい。